

加領郷小学校閉校跡施設運営事業
公共施設等運営権実施契約書
(案)

令和7年 月

奈半利町

公共施設等運営権実施契約書(案)

- 1 事業名 加領郷小学校閉校跡施設運営事業（以下「本事業」という。）
- 2 事業の場所 奈半利町甲 61 番地 1
- 3 対象施設 加領郷小学校閉校跡施設敷地、旧校舎棟、旧特別教室棟・教室棟、体育館（プールを除く。）を運営権設定対象施設とする。（以下「本施設」という。）
- 4 契約期間 本契約締結日から令和 29 年 3 月 31 日まで
- 5 運営権対価 金〇〇円

上記の事業について、奈半利町（以下「町」という。）と【運営権者名】（以下「運営権者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約を証するため、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

所在地 高知県安芸郡奈半利町乙 1659 番地 1

町 名称 奈半利町

代表者 奈半利町長 竹崎 和伸 ㊟

所在地

運営権者 商号又は
名称

代表者 ㊟

目 次

第1章 総則	1
第1条（目的及び用語の意義）	1
第2条（契約の構成及び適用関係）	1
第3条（本事業の概要）	1
第4条（運営権者の収入）	1
第5条（資金調達）	2
第6条（許認可等及び届出・報告）	2
第7条（保険の付保等）	2
第8条（運営権者による表明及び保証）	3
第2章 本事業の実施体制及び準備	3
第9条（本事業の実施体制等）	3
第10条（各業務の実施に係る準備）	4
第11条（モニタリング実施計画書）	4
第12条（構成企業による業務実施及び一括再委託等の禁止）	4
第3章 適正な業務の確保	4
第13条（要求水準を満たす業務の実施）	4
第14条（要求水準の変更）	4
第15条（会議体の設置）	5
第16条（業務責任者の設置及び変更）	5
第17条（業務の報告）	5
第18条（町による指示等）	5
第19条（運営権者によるセルフモニタリング）	5
第20条（町によるモニタリング）	6
第21条（事業終了時のモニタリング）	6
第4章 公共施設等運営権	6
第22条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）	6
第23条（運営権対価の支払及び返還）	7
第24条（運営権対価の支払遅延）	7
第5章 運営権設定対象施設の引渡し及び使用等	7
第25条（運営権設定対象施設の引渡し及び契約不適合責任）	7
第26条（運営権設定対象施設の使用）	8
第6章 運営業務及び維持管理業務	8
第27条（運営業務及び維持管理業務の実施）	8
第28条（運営権者による運営権設定対象施設の追加投資）	8

第 29 条 (町による運営権設定対象施設の追加投資)	8
第 30 条 (運営権者の保有資産等の追加投資)	9
第 7 章 任意業務	9
第 31 条 (任意業務の実施)	9
第 8 章 誓約事項	10
第 32 条 (運営権者による誓約事項)	10
第 33 条 (契約上の地位及び権利義務の譲渡等)	10
第 34 条 (運営権の譲渡等)	11
第 9 章 リスク分担	11
第 35 条 (リスク分担の原則)	11
第 36 条 (政策変更に基づく通知の付与)	11
第 37 条 (政策変更に基づく協議及び追加費用の負担)	12
第 38 条 (法令改正に基づく通知の付与)	12
第 39 条 (法令改正に基づく協議及び追加費用の負担)	13
第 40 条 (税制改正に基づく通知の付与)	13
第 41 条 (税制改正に基づく協議及び追加費用の負担)	13
第 42 条 (不可抗力に基づく通知の付与)	13
第 43 条 (不可抗力への対応)	14
第 44 条 (町のリスク負担)	14
第 45 条 (当事者間の損害賠償責任)	14
第 46 条 (第三者に及ぼした損害)	15
第 10 章 契約の終了及び終了に伴う措置	15
第 47 条 (事業期間)	15
第 48 条 (運営権者の事由による本契約の解除)	15
第 49 条 (町の任意による契約の解除、町の事由による本契約の解除)	16
第 50 条 (法令改正・不可抗力による本契約の解除)	16
第 51 条 (運営権対価の支払及び返還)	16
第 52 条 (事業終了時の引継ぎ)	17
第 53 条 (利用料金の引継ぎ等)	17
第 54 条 (運営権設定対象施設の引渡し)	17
第 55 条 (契約終了による運営権者所有資産の取扱い)	17
第 56 条 (損害賠償等)	18
第 57 条 (損失補償等)	18
第 58 条 (事業実施後の解散及び債務引受)	18
第 11 章 知的財産権	18
第 59 条 (著作権の帰属)	18

第 60 条 (成果物の利用)	19
第 61 条 (著作権等の譲渡禁止)	19
第 62 条 (第三者の有する著作権の侵害防止)	19
第 63 条 (第三者の知的財産権等の侵害)	20
第 64 条 (知的財産権の対象技術の使用)	20
第 12 章 雑則	20
第 65 条 (個人情報保護)	20
第 66 条 (秘密保持義務)	20
第 67 条 (遅延利息)	21
第 68 条 (契約の変更)	21
第 69 条 (準拠法・管轄裁判所)	21
第 70 条 (通知方法・計量単位・期間計算等)	22
第 71 条 (疑義に関する協議)	22
別紙 1 用語の意義	23
別紙 2 運営権対価の支払方法	25

第1章 総則

(目的及び用語の意義)

第1条 本契約は、町及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 本契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。
- 3 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。
- 4 本契約で規定する法令等につき、改正又はこれらに替わる新たな法令等の制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本契約に適用される。

(契約の構成及び適用関係)

第2条 本契約は、募集要項等、要求水準書及び運営権者の提案書と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成するものとする。

- 2 本契約、募集要項等及び運営権者の提案書の記載内容に矛盾又は齟齬がある場合には、本契約、募集要項等、要求水準書及び運営権者の提案書の順で優先的な効力を有する。ただし、運営権者の提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて運営権者の提案書が要求水準書に優先するものとする。

(本事業の概要)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務及びこれらに付随し、関連する一切の事業及び業務により構成されるものとする。

- (1) 運營業務
 - (2) 維持管理業務
 - (3) 付帯事業
- 2 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び運営権者の提案書に従い、本事業を実施する。
 - 3 運営権者は、法令等を遵守し、本契約及び本事業関連書類に従い、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を遂行しなければならない。

(運営権者の収入)

第4条 運営権者は、本施設を利用する者から収受する利用料金の額を定めるものとし、収受した利用料金を収入とすることができる。また、運営権者は、本施設で製造した販売物を販売し、自らの収入とすることができる。

(資金調達)

第5条 本事業の実施に関する一切の費用は、別段の定めがある場合を除き全て運営権者が負担し、本事業の実施に要する資金調達は全て運営権者の責任において行うものとする。

2 運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援を運営権者が受けることができるよう努めるものとする。

(許認可等及び届出・報告)

第6条 運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担において取得及び維持するものとする。

2 運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任及び費用負担において作成し、提出するものとする。

3 前2項の規定による許認可等、届出又は報告の遅延、取消し又は失効により本事業の開始が遅延又は不能となり、これにより町又は運営権者に生じた損害等は、運営権者の負担とする。

4 町は、第1項に基づく運営権者による許認可等の取得及び維持又は第2項に規定する届出及び報告について、運営権者が町に対して要請した場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本事業を実施するために必要となる許認可等の取得及び維持又は届出及び報告を町が行う必要がある場合には、町が自らの責任及び費用負担において必要な措置を講ずるものとする。

6 前項の規定による許認可等、届出又は報告の遅延、取消し又は失効により本事業の開始が遅延又は不能となり、これにより町又は運営権者に生じた損害等は、町の負担とする。

7 運営権者は、第5項に基づく町による措置について、町が運営権者に対して要請した場合には、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

8 運営権者は、第1項の規定に基づき取得及び維持を行った許認可等に係る書面の原本を保管するものとし、町の要請があった場合には当該原本を提示し、又は当該原本の写しを提出するものとする。

9 運営権者は、第2項の規定に基づき提出した届出及び報告に関する書類の写しを保管するものとし、町の要請があった場合には当該書類の写しを提示し、又は提出するものとする。

(保険の付保等)

第7条 運営権者は、本事業の事業期間において実施方針に基づく事業内容に即した第三者賠償責任保険その他の保険に加入しなければならない。ただし、町の所有に係る建築物については、町の負担により火災保険（建物災害共済）に加入するものとする。

2 運営権者は、前項により加入した保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれに代わるものを、保険契約締結後速やかに町に提示し、原本証明付き写しを町に提出しなければならない。

（運営権者による表明及び保証）

第8条 運営権者は、本契約の締結日現在において、町に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- （1） 運営権者は、会社法（平成17年法律第86号）に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- （2） 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めがあること。
- （3） 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
- （4） 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- （5） 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用される全ての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり、若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- （6） 本事業を実施するために必要な運営権者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼし得る訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、運営権者の知る限りにおいてその見込みもないこと。
- （7） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第9条各号に規定する欠格事項に該当しないこと。
- （8） 運営権者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（運営権者の設立日を含む年度にあつては、当該設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。

第2章 本事業の実施体制及び準備

（本事業の実施体制等）

第9条 運営権者は、本事業に係る業務を開始する日までに、本事業を実施するために必要な体制を確保する。

- 2 運営権者は、要求水準書等に基づき本事業の実施に関して、所定の期限までに本事業の実施に係る実施体制図等を町に提出し、町の確認を受けなければならない。町は、それらが要求水準書等と一致していない場合には、運営権者に対し補正を命ずることができる。
- 3 運営権者は、本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町に通知し、必要に応じて協議する。

(各業務の実施に係る準備)

- 第10条 運営権者は、要求水準等に基づき各業務の実施に関して、所定の期限までに要求水準書で定める業務計画書を策定して町に提出し、町の承認を受けなければならない。町は、業務計画書が要求水準書等と一致していない場合には、運営権者に対し補正を命ずることができる。
- 2 運営権者は、業務計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ町に当該変更の内容及び自由を説明のうえ、変更後の業務計画書を町に提出し、町の承認を受けなければならない。

(モニタリング実施計画書)

- 第11条 運営権者は、募集要項等及び業務に関する提案書（以下「提案書」という。）に従い、本事業の実施に係るモニタリング実施計画書を作成し、前条の業務計画書と合わせて町に提出しなければならない。

(構成企業による業務実施及び一括再委託等の禁止)

- 第12条 運営権者は、運営開始予定日までに、本事業の実施のために必要な範囲で運営業務の全部又は一部を運営企業に委託し又は請け負わせることができる。ただし、主たる運営業務を行う運営企業は、構成企業でなければならない。
- 2 運営権者は、運営企業が運営権者から受託し又は請け負った運営業務の全部を一括して若しくはその主たる部分を、運営企業をして第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

第3章 適正な業務の確保

(要求水準を満たす業務の実施)

- 第13条 運営権者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、自らの責任及び費用負担において、要求水準書等に従い要求水準を満たす方法により、本事業を実施する。

(要求水準の変更)

- 第14条 町は、事業期間中に次の各号に掲げる事由が発生した場合は、要求水準書を変更することができる。ただし、町はあらかじめ運営権者に対してその旨及び理由を記載した

書面により通知し、運営権者と協議を行わなければならない。

- (1) 法令等の変更により本事業の業務内容を著しく変更せざるを得ないとき。
- (2) 災害、事故等により、特別な本事業の業務内容が必要なとき又は本事業の業務内容を著しく変更したとき。
- (3) 町の事由等により本事業の業務内容の変更が必要なとき。

2 前項の要求水準書の変更に伴う追加費用の負担は、かかる要求水準書の変更が国及び地方公共団体による政策が変更され又は決定されたことによる場合は第 37 条に従い、法令等が改正され又は制定されたことによる場合は第 39 条に従い、税制等が改正され又は制定されたことによる場合は第 41 条に従い、不可抗力による場合は第 43 条に従うものとし、その他の場合であって、町の事由による場合は町が、運営権者の事由による場合は運営権者が、それぞれ負担するものとする。

3 この条に基づく要求水準書の変更は書面をもって行うものとする。

(会議体の設置)

第 15 条 町及び運営権者は、本事業についての連絡調整、協議等を行うことを目的として連絡会議を設置する。

(業務責任者の設置及び変更)

第 16 条 運営権者は、要求水準書等に従い、運営・維持管理業務履行の責任者である業務責任者を定め、運営開始予定日までに町に届け出なければならない。

2 運営権者は、業務責任者を変更する必要があるときは、町の承諾を得たうえで速やかに新たな業務責任者を選出し、町に届け出なければならない。なお、運営権者は、業務責任者の変更にあたっては、業務の質の維持及び向上を確保するべく、十分な引継ぎ等を行わなければならない。

(業務の報告)

第 17 条 運営権者は、要求水準書等に従い、所定の期限までに運営業務及び維持管理業務について、町に業務報告書を提出しなければならない。

(町による指示等)

第 18 条 町は、PFI 法第 28 条の規定に基づき、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

2 前項の調査又は指示に従うことにより費用が発生する場合は、運営権者の負担とする。

(運営権者によるセルフモニタリング)

第 19 条 運営権者は、モニタリング実施計画書に沿ってセルフモニタリングを行い、モニ

タリング基本計画に従って、町に所定の書類を提出するものとする。

(町によるモニタリング)

第 20 条 町は、前条に基づき提出された書類及びモニタリング基本計画の定めに従って、各業務が要求水準を満たし、かつ提案書に基づき適正かつ確実に遂行されているか否かを確認する。

2 町は、前条のセルフモニタリング及び前項のモニタリングにより、運営権者の実施する業務が要求水準を満たさず又は提案書に基づき適正かつ確実に遂行されていないと判断した場合、モニタリング基本計画の定めに従って、運営権者に対し、業務改善について協議を求めることができる。この場合、町と運営権者は誠実に協議し、運営権者は、その協議内容に従って、業務改善のための必要な措置を講ずる。

(事業終了時のモニタリング)

第 21 条 町及び運営権者は、モニタリング基本計画の定めに従って、事業期間の満了する日の 5 年前から、事業期間終了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議を行うものとする。

2 運営権者は、事業期間の満了する日の 1 年前までに、本事業に係る施設及び設備の劣化等の状況並びに当該施設及び設備の保全のために必要となる資料の整備状況を町に報告し、町の確認を受けるものとする。町及び事業者は、かかる確認内容に基づき、必要に応じて事業期間満了後の本事業に係る資産の取扱いについて協議する。

第 4 章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の設定及び効力発生)

第 22 条 町は、運営権の設定に係る P F I 法第 19 条第 4 項に定める町の議会の議決がなされたことを条件として、運営権者が本施設に係る運営及び維持管理業務を実施するための運営権を設定する。

2 本施設に設定された運営権は、運営開始予定日に効力を発生するものとする。ただし、次の各号に掲げる条件の全部が満たされなかった場合、町は運営権の効力発生を延期することができる。(この項に基づき運営権の効力が発生した日を、以下「運営開始日」という。)

- (1) 第 6 条第 1 項に定める運営権者が本事業を開始するために必要となる許認可等の取得及び維持を行い、又は同条第 2 項に定める届出及び報告を完了していること。
- (2) 第 10 条に定める業務計画書が町に提出され、町の確認を受けていること。
- (3) 第 11 条に定めるモニタリング実施計画書が町に提出され、町と運営権者が合意していること。
- (4) 第 12 条に定める運営権者と構成企業及び協力企業との間で締結する契約等のうち、

本事業を実施するために必要となる業務に関する契約書又は覚書等の写しが町に提出されていること。

(5) 第23条に定める運営権対価及びこれに係る消費税及び地方消費税相当額が町に支払われていること。

(6) 第32条第1項に定める各書類が町に提出されていること。

(7) 運営権者に本契約に対する重大な義務違反がないこと。

3 前2項の定めに従い運営権が設定され、その効力が発生した場合には、当該効力発生時点における本施設の運営等に関する権利及び責任は、町から運営権者に移転する。

4 運営権の存続期間は、運営開始日から本契約書冒頭4に定める満了日までとする。

5 運営権者は、第2項に基づく運営権の効力発生後、自らの費用により、PFI法第27条の規定に基づく運営権の登録に必要な手続きがある場合にはこれを行うものとし、町はこれに協力するものとする。

(運営権対価の支払及び返還)

第23条 運営権者は、町に対して、運営権対価並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を、別紙2に定める方法により支払う。

2 運営開始日以降において、運営権が存続期間の満了日よりも前に取り消された場合は、町が運営権者から受領した当該年度の運営権対価（別紙2に定める方法により受領した運営権対価）を取り消された年度の4月1日から翌年3月31日までの日数で均等割付配分した金額に、当該取り消された運営権の取消しの効力発生日の翌日から当該年度の3月31日までの日数を乗じて得られる金額を、町は運営権者に対して返還するものとする。ただし、当該返還額に利息等は付さないものとし、町が運営権者に対する金銭債権を有している場合には、対当額において相殺することを妨げない。

3 前項にかかわらず、第48条に基づき本契約が解除された場合には、別紙2に従うものとする。

(運営権対価の支払遅延)

第24条 前条第1項に基づく運営権対価の支払が別紙2に定める期日よりも遅延した場合、運営権者は、当該遅延期間に応じ第67条に規定される遅延利息を町に支払わなければならない。

第5章 運営権設定対象施設の引渡し及び使用等

(運営権設定対象施設の引渡し及び契約不適合責任)

第25条 町は、運営開始日までに、本施設を現状有姿にて運営権者に引き渡し、運営権者が本契約に基づき使用できるようにする。

2 町は、本施設に関する一切の契約不適合責任を負担しない。

- 3 前項の規定にかかわらず、運営開始日までに本施設が運営不可となると町が認める瑕疵により運営権者に直接生じた合理的な増加費用は町が負担する。

(運営権設定対象施設の使用)

第 26 条 運営権者は、本施設において本契約及び要求水準等に従い、本件業務を実施する。

- 2 本施設の管理は、運営権者が善良なる管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、運営権者は、本契約及び要求水準等において許容されている場合を除き、第三者に本施設を使用させてはならない。また、第三者に賃貸することはできない。

- 3 運営権者は、運営期間において、本事業の履行に必要な限度で、本施設を使用することができる。

第 6 章 運営業務及び維持管理業務

(運営業務及び維持管理業務の実施)

第 27 条 運営権者は、運営期間中において、本契約及び要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務及び維持管理業務を実施するものとし、当該業務に関する一切の責任を負担する。

(運営権者による運営権設定対象施設の追加投資)

第 28 条 運営権者は、要求水準を充足する限り、事前に町の書面による承諾を得たうえで、自らの責任及び費用負担により、本施設について、そのサービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資（当該施設・設備等の改修・更新及び追加等を含む。以下同じ。）を実施することができる。

- 2 運営権者は、前項に規定による追加投資を行った場合、追加投資の完了後速やかに、当該追加投資に関する情報を町に対して報告するとともに、必要に応じて町の立会確認を受けるものとする。

- 3 第 1 項に基づく追加投資の対象部分は、追加投資の完了後、当然に町の所有に属するものとし、本施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする。

- 4 町は、必要と認める場合は、運営権者に対して、第 2 項の報告に加え、町公有財産台帳等に記載するために必要な情報を追加的に開示するよう求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。

(町による運営権設定対象施設の追加投資)

第 29 条 町は、必要と判断した場合は、自らの責任及び費用負担により本施設にかかる追加投資を行うことができ、運営権者はかかる追加投資に最大限協力しなければならない。なお、当該追加投資の対象部分は、当然に本施設に含まれ、かつ運営権の効果が及ぶものとする。

- 2 町は、前項の規定による追加投資を行う場合は、事前に運営権者の了解を得るものとする。
- 3 第1項に基づき行われる追加投資の内容が、運営権者に著しい増加費用若しくは業務の増加又は損害が発生する場合、又は第1項に基づき行われる追加投資により運営権者の利用料金収入が増加することが見込まれる場合には、事前に町と運営権者が協議し、合意をしたうえで実施する。この際、町は、必要と認める場合には、協議により本契約の変更を行うことができる。

(運営権者の保有資産等の追加投資)

- 第30条 運営権者は、要求水準を充足する限り、自らの責任及び費用負担により、本事業の実施のために自らが保有する資産等（備品等を含む。以下同じ。）について、新規投資及び追加投資を実施することができる。
- 2 前項に基づき運営権者が、新規投資及び追加投資を行った保有資産等は、運営権者の所有物とする。
 - 3 運営権者は、保有資産等に含まれる備品等の利用料金を定めるにあたっては、運営権設定施設に含まれる設備等にかかる利用料金と不合理な差異が生じることがないように配慮するものとする。

第7章 任意業務

(任意業務の実施)

- 第31条 運営権者は、業務に関する提案書において運営権者が行う自主事業として記載された任意業務を、法令等を遵守して誠実に実施するものとし、町は関係機関との調整等について協力するものとする。
- 2 運営権者は、前項の提案書に記載された任意業務に加えて、自らの提案に基づき、あらかじめ町と協議し承諾を得たうえで、事業期間中に新たな任意業務を実施することができる。
 - 3 本契約の他の規定にかかわらず、運営権者は、前2項に基づく任意業務にかかる一切の責任及び費用負担をし、また当該任意業務により得られた収入を収受することができるものとする。
 - 4 運営権者は、任意業務の内容等を変更する場合、事前に町の承諾を得なければならない。
 - 5 任意業務は、本契約の終了とともに終了するものとする。ただし、運営権者が町の承諾を得て、任意業務の全部又は一部を中止又は終了することを妨げない。
 - 6 任意業務の実施に関して運営権者が取得すべき許認可等については、第6条の定めに従うものとする。

第8章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

第32条 運営権者は、本契約締結後から事業期間が終了するまでの間、運営権者について次に掲げる書類の記載内容が変更された場合は、変更後の書類の写しを町へ提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書
- (3) 印鑑証明書

2 運営権者は、本契約締結後から事業期間が終了するまでの間、法令等及び本契約の定めを遵守するほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定めがあること。
- (3) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能であること。
- (4) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授權その他一切の手続を履践していること。
- (5) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用される全ての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり、若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (6) 運営権者の定款に、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間（運営権者の設立日を含む年度にあっては、当該設立日から次に到来する3月31日までの期間）を事業年度とする定めがあること。

(契約上の地位及び権利義務の譲渡等)

第33条 運営権者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、町の事前の書面による承諾なくして、本契約その他町と運営権者の間で締結された契約に基づく運営権者の契約上の地位及び権利義務につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、町は、運営権者から、提案書類に規定された融資に関連して当該金融機関等のために、本契約その他町と運営権者の間で締結された契約に基づく運営権者の契約上の地位及び権利に担保権を設定する旨の申請があったときは、合理的な

理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

(運営権の譲渡等)

第 34 条 運営権者は、町の事前の書面による承諾なくして、運営権につき、譲渡、担保提供その他の処分（放棄を含む。）を行うことはできない。

2 前項の規定にかかわらず、町は、運営権者から、運営権の譲渡の申請があった場合、新たに運営権者となる者の欠格事由や募集要項等適正性の審査等、運営権者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間の満了日まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、P F I 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。なお、町は、当該許可を与えるにあたり、次に掲げる条件を付することができる。

(1) 譲受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、町に対して承諾書を提出すること。

(2) 譲受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位並びに権利の譲渡を受けること。

(3) 譲受人の全ての株主（持分会社の場合には社員）が、町に対して出資者を保証する誓約書を提出すること。

3 第 1 項の規定にかかわらず、町は、運営権者から、本事業のための融資を行う金融機関等のために、運営権に抵当権を設定する旨の申請があったときは、合理的な理由なくして承諾の留保、遅延又は拒否をしないものとする。

第 9 章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第 35 条 運営権者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の責任を負うものとする。

2 本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施にかかる一切の費用は、全て運営権者が負担するものとする。

3 運営権者は、自らの責任及び費用負担において、社会情勢の変化等に応じて、本契約、募集要項等及び業務に関する提案書を満たす方法により本事業を実施しなければならない。

(政策変更に基づく通知の付与)

第 36 条 本契約締結後に国及び地方公共団体による政策が変更され、又は決定されたことにより、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合は、町はその内容の詳細を記載した書面により直ちに運営権者に対して通知するものとする。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、運營業務、維持管理業務及び自主事業の

全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本契約の履行のための費用が増加するとき。

- 2 町及び運営権者は、本契約に基づく自己の義務の履行が適用される政策に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される政策に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、町及び運営権者は、当該政策変更により相手方に発生する損害を最小限にするように努めるものとする。

(政策変更に基づく協議及び追加費用の負担)

第 37 条 運営権者が町から前条第 1 項の通知を受領した場合又は町が運営権者から前条第 1 項の事由が発生した旨の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、町及び運営権者は、当該政策の変更または決定に対応するために速やかに本契約及び要求水準書並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

- 2 前項の協議にかかわらず、運営権者が町から前条第 1 項の通知を受領した日又は町が運営権者から前条第 1 項の事由が発生した旨の通知を受領した日から 120 日以内に本契約等の変更及び追加費用の負担についての合意が成立しない場合は、町が当該政策の変更又は決定に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。この場合において、追加費用は、町が負担するものとする。

- 3 運営権者が町から前条第 1 項の通知を受領した場合又は町が運営権者から前条第 1 項の事由が発生した旨の通知を受領した場合において、町及び運営権者が、速やかに、当該政策の変更又は決定の前において合理的に期待できる範囲のリスク低減策及び発生時対応策を実施したにもかかわらず、当該範囲を超える逸失利益が運営権者に発生した場合には、運営権者の当該範囲を超える逸失利益の負担について、誠実に協議するものとする。

(法令改正に基づく通知の付与)

第 38 条 本契約締結後に法令等が改正され、又は制定されたことにより、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合は、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により直ちに町に対して通知するものとする。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、運營業務、維持管理業務及び自主事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本契約の履行のための費用が増加するとき。

- 2 町及び運営権者は、本契約に基づく自己の義務の履行が適用される法令等に違反することとなった場合には、履行期日における当該自己の義務の履行が適用される法令等に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、町及び運営権者は、当該法令等の改正又は制定により相手方に発生する損害を最小限にするように努めるものとする。

(法令改正に基づく協議及び追加費用の負担)

第 39 条 町が運営権者から前条第 1 項の通知を受領した場合又は運営権者が町から前条第 1 項の事由が発生した旨の通知を受領した場合、本契約に別段の定めがある場合を除き、町及び運営権者は、当該法令等の改正又は制定に対応するために速やかに本契約及び応急水準書並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び追加費用の負担について協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、当該改正又は制定がなされた法令等の交付日から 120 日以内に本契約等の変更及び追加費用等の負担についての合意が成立しない場合、町が当該法令等の改正又は制定に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。この場合において、本事業の継続に要する費用の増加の負担に関する取扱いは、本契約に別段の定めがある場合を除き、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 法令等の改正又は制定により運営権者に生じた追加費用のうち、追加費用の発生防止手段を運営権者が講じることが合理的に期待できなかつたと町が認めるものは町が負担する。

(2) 前号の町が負担する追加費用以外の追加費用は運営権者が負担する。

(税制改正に基づく通知の付与)

第 40 条 本契約締結後に、本事業に影響を及ぼす税制の改正又は制定があったことを認識した場合は、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により、直ちに町に対して通知するものとする。

(税制改正に基づく協議及び追加費用の負担)

第 41 条 町が運営権者から前条の通知を受領した場合は、次に掲げる取扱いに従い、当該税制の改正又は制定に対応するために速やかに追加費用の負担について協議するものとする。

(1) 運営権者の利益に課せられる税制の改正又は制定による追加費用は、運営権者の負担とする。

(2) 前号に定める以外の税制の改正又は制定による追加費用は、町の負担とする。

(不可抗力に基づく通知の付与)

第 42 条 本契約締結後に不可抗力により、次に掲げるいずれかの事由が発生したことを認識した場合は、運営権者はその内容の詳細を記載した書面により、直ちに町に対して通知するものとする。

(1) 要求水準書等に規定された条件に従って、運營業務、維持管理業務及び自主事業の全部又は一部を行うことができなくなったとき。

(2) 本契約の履行のための費用が増加するとき。

2 町及び運営権者は、町が運営権者から前項の通知を受領した日又は運営権者が町から

前項の事由が発生した旨の通知を受領した日において、本契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合は、履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、町及び運営権者は、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努めるものとする。

(不可抗力に基づく協議及び追加費用の負担)

第 43 条 町が運営権者から前条の通知を受領した場合は、次に掲げる取扱いに従い、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく速やかに追加費用の負担について協議するものとする。

- (1) 不可抗力に伴う施設、設備の経費の増加については、双方が負担する。
- (2) 不可抗力に伴う運営の停止及びそれに伴う経費の増加は、運営権者が負担する。

(町のリスク負担)

第 44 条 町は、第 35 条の規定にかかわらず、本事業に関し、次の各号に定める措置を行い、損害及び増加費用を負担するものとする。

- (1) 町は、町の責めに帰すべき事由により住民の反対運動、訴訟、要望等が生じた場合に、これに対処する。また、町は、当該反対運動、訴訟、要望等により町又は運営権者に生じた損害及び費用を負担する。
- (2) 町は、本施設について、運営権者が善良な管理者の注意義務をもって火災・事故等の予防措置をとっていたとしても回避することのできない、利用者その他第三者による施設の火災・事故等による損傷により、本施設が損傷した場合は、当該損傷の修復に必要な費用を負担する。
- (3) 町は、町の責めに帰すべき事由により利用者に事故が生じた場合は、当該事故への対応のため運営権者に生じた損失及び費用を負担する。
- (4) 町は、町の責めに帰すべき事由により利用者からの苦情が生じた場合は、当該苦情への対応のため運営権者に生じた損失及び費用を負担する。
- (5) 町は、町の責めに帰すべき事由により運営権者が行う本施設におけるイベント等の事業が中止された場合は、中止により運営権者に生じた損害及び費用を負担する。
- (6) 町は、町の責めに帰すべき事由により、本施設の周辺施設、交通機関又は各種団体との連携上重大なトラブルが発生し、運営権者に損害又は費用が発生した場合は、当該損害及び費用を負担する。

(当事者間の損害賠償責任)

第 45 条 本契約に別段の定めがある場合を除き、町又は運営権者が本契約に定める義務に違反したことにより、自らに損害が発生した場合には、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第 46 条 運営権者が本事業の実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を町に報告しなければならない。

- 2 前項の損害が運営権者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合は、運営権者は、当該第三者に対して当該損害を賠償しなければならない。
- 3 町が、前項の規定により運営権者が賠償すべき損害を第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額を求償することができる。この場合において、運営権者は町からの請求を受けた場合には、直ちに支払わなければならない。
- 4 第 1 項の損害が町の責めに帰すべき事由により生じたものである場合又は本施設の存在そのものに起因して近隣住民等に生じたものである場合は、町がその損害を賠償しなければならない。ただし、運営権者の責めに帰すべき部分が存在する場合には、町は、運営権者に対して、運営権者の責めに帰すべき割合に応じた金額を求償することができる。
- 5 本事業の実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、町及び運営権者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第 10 章 契約の終了及び終了に伴う措置

(事業期間)

第 47 条 本契約に基づく本事業の実施期間は、本契約締結日から令和 29 年 3 月 31 日又は本契約の全部が解除された日までとする。

- 2 運営権者は、事業期間終了日の 3 年前までに期間延長の届出を行い、町と運営権者が協議のうえ合意した場合、事業期間を延長することができる。

(運営権者の事由による本契約の解除)

第 48 条 本契約締結後事業期間が終了するまでの間に、次の各号に掲げる事由が発生した場合、町は、運営権者に対して書面により通知したうえで、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) P F I 法第 29 条第 1 項第 1 号に規定する事由が生じたとき。
- (2) 運営権者が破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手続について運営権者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（運営権者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者が本契約に基づいて町に提出した報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) 運営権者が運営権対価を支払期限を過ぎても支払わないとき（本契約に別段の定めがある場合を除く。）。
- (5) 運営権者がモニタリング基本計画及びモニタリング実施計画書に基づき各業務（自主事業にかかる業務を除く。）に関して要求水準を満たしていないと町が判断したとき。

- (6) 運営権者が募集要項に規定する参加資格要件を失ったとき。
 - (7) 運営権者が正当な理由なく、本契約に従い各業務に着手すべき期日を過ぎても各業務に着手しないとき、又は運営権者の責めに帰すべき事由により運営権者の財務状況が著しく悪化し、運営権者が本契約に基づき本事業を継続的に実施することが困難であると町が合理的に認めたとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、運営権者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと町が認めたとき。
- 2 第 51 条に基づく運営権の取消しについて、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）その他適用法令の規定により聴聞が必要である場合には、前項に基づく解除に先立ち聴聞を実施するものとする。

(町の任意による本契約の解除、町の事由による本契約の解除)

- 第 49 条 町は、本施設を他の公共の用途に供する場合その他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合又はその他町が合理的に必要と認める場合には、運営権者に対して通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 町の責めに帰すべき事由により、町が本契約上の町の重大な義務に違反し、本事業の実施が著しく困難になった場合において、運営権者から 60 日以上当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合又は本契約の履行が不能となった場合、運営権者は、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 前 2 項の場合、運営権対価のうち、残余の運営権の存続期間に対応する運営権対価相当額の全部又は一部は消滅する。

(法令改正・不可抗力による本契約の解除)

- 第 50 条 本契約の締結後における法令改正又は不可抗力の発生により、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、町又は運営権者は、相手方と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 本事業の継続が困難と判断したとき。
 - (2) 本契約の履行のために多大な費用を要すると判断したとき。
- 2 前項の場合、運営権対価のうち、残余の運営権の存続期間に対応する運営権対価相当額の全部又は一部は消滅する。

(運営権の取消し)

- 第 51 条 本契約の定めに従って本契約の全部又は一部が事業期間が終了する前に解除された場合は、P F I 法第 29 条第 1 項の規定に従い、町は解除された本施設に係る運営権を取り消すものとする。ただし、運営開始日までに本契約の全部又は一部が解除された場合は、設定された運営権は効力を生じないものとする。

(事業終了時の引継ぎ)

第 52 条 運営権者は、理由の如何を問わず、事業期間の終了に際して、募集要項等に従って引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない。

2 本契約に別段の定めがある場合を除き、運営権者は、自らの費用負担において、当該引継ぎ準備及び引継ぎを行わなければならない

(利用料金の引継ぎ等)

第 53 条 利用料金収入は、本施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

2 利用料金収入のうち、本施設の利用に供する年度が事業期間が終了する日より後となるものについては、前受金として、運営権者は、町又は町の指定する者に引き継がなければならない。

(運営権設定対象施設の引渡し)

第 54 条 運営権者は、理由の如何を問わず、事業期間の終了に際して、本施設が要求水準書に適合した状態で町に本施設を引き渡さなくてはならない。

2 前項に基づき引き渡された本施設につき、その事業期間中において既に存在していた瑕疵(法令等上の瑕疵を含み、運営開始日において既に存在していたものを除く。以下この条において同じ。)があるときは、事業期間が終了する日から2年以内に町が運営権者に通知した場合については、運営権者は修補等により生じた費用を負担するものとする。

3 前項により通知されたものを除き、第1項に基づき引き渡された本施設につき瑕疵があった場合は、運営権者は町に対して一切責任を負わない。

(契約終了による運営権者所有資産の取扱い)

第 55 条 事業期間の終了に際して、本事業の実施のために運営権者が所有する資産は、全て運営権者の責任において処分しなければならない。ただし、町又は町の指定する者が必要と認めた場合には、運営権者は、当該資産を簿価で町又は町の指定する者に売却するものとする。この場合において、町又は町の指定する者が資産を買い取る場合、運営権者は、当該資産を引き渡すまで、善良な管理者の注意義務をもってこれを保管するものとする。

2 前項に基づき町又は町の指定する者による資産の買取が行われる場合において、当該買取者が必要と認めた場合には、運営権者は、当該資産に関連して自らが締結している契約を当該買取者に承継するために必要な措置を講ずる。

3 第1項に基づき町又は町の指定する者による資産の買取が行われる場合において、町又は町の指定する者による運営権者への各買取対価の支払は、町又は町の指定する者が本施設の引渡しを受けた日又は第1項に基づき買い取った資産の引渡しを受けた日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過した日以降速やかに行うものとする。ただし、当該支払日の到来より前に、町又は町の指定する者が事項に定める契約不適合責任に基づき損害賠償請求を行った場合、町又は町の指定する者は、各買取対価の支払に係る債務と当該損害

賠償請求に係る債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、町又は町の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求に係る債権が弁済されるまでの間、各買取対価の支払を拒むことができる。

- 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により町又は町の指定する者が買い受けた資産について準用する。

(損害賠償等)

第56条 第48条の規定により本契約が解除された場合は、運営権者は、解除に起因して町が被った相当因果関係の範囲内にある損害額を、町の請求に基づき支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、町は、運営権者が支払済みの運営権対価の返還を要しない。

(損失補償等)

第57条 第49条の規定により本契約が解除された場合は、PFI法第30条の規定に基づき、運営権者は、解除に起因して運営権者に通常生ずべき費用の支払及び損失の補償を求めることができる。

- 2 第50条の規定により本契約が解除された場合には、当該解除に起因して町又は運営権者に生じた損失又は損害については各自の負担とし、お互いに損害賠償、損失補償又は費用の請求を行わない。ただし、当該解除までに生じた費用のうち第39条第2項第1号に定める費用並びに当該解除に起因して運営権者に生じた合理的な範囲の費用については町の負担とする。

(事業終了後の解散及び債務引受)

第58条 運営権者は、本契約の事業期間終了時点においてもなお運営権者が本契約に基づく金銭債務を負担すると町が合理的に認める場合には、町の事前の書面による承諾なくして、当該金銭債務の支払が完了するまで、解散等を行ってはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、運営権者は、本契約の事業期間終了後、運営権者が本契約に基づき負担する金銭債務は第54条第2項に基づく費用の支払債務のみであると町が合理的に認める場合には、60日前までに町に対して通知のうえ、解散等を行うことができる。この場合において、町は、代表法人に対して当該支払債務を引き受けるよう求めることができる。

第11章 知的財産権

(著作権の帰属)

第59条 町が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等(町が著作権を有しないものを除く。)の著作権は、町に帰属する。

(成果物の利用)

第 60 条 町は、運営権者が本契約に基づき作成した書面等（以下「成果物」という。）について、町の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

2 成果物及び本施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（以下「著作者の権利」という。）の帰属は、著作権法の定めるところによる。

3 運営権者は、町が成果物及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない、自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の全部若しくは一部の内容を自ら公表し若しくは広報に使用し又は町が認めた公的機関をして公表させ若しくは広報に利用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

(3) 必要な範囲で、町又は町が委託する第三者をして成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 本契約の終了後に、本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ町の承諾を得た場合及び法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により次に掲げる行為を行う場合は、この限りではない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に運営権者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第 61 条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し若しくは継承し、又は譲渡させ若しくは継承させてはならない。ただし、町の事前の書面による承諾を得た場合を除く。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第 62 条 運営権者は、成果物及び本施設（ただし、運営開始日以降に運営権者が本契約に基づき修繕等を行った部分に限る。以下この条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを町に対して保証する。

2 運営権者は、成果物又は本施設のいずれかが第三者の有する著作権を侵害した場合に

において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し又は必要な措置を講ずるものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 63 条 運営権者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（以下、この条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに運営権者が町に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを町に対して保証する。

2 運営権者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者が町に対して提供するいずれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して町に直接又は間接に生じた全ての損失、損害及び費用につき、町に対して補償及び賠償し、又は町が指示する必要な措置を講ずる。ただし、運営権者の当該侵害が、町の特に指定する工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

(知的財産権の対象技術の使用)

第 64 条 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、町が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかったときは、町は、運営権者がその使用に関して要した費用を負担する。

第 12 章 雑則

(個人情報保護)

第 65 条 運営権者は、事業期間中及び本契約の終了後においても、本事業の実施に付随関連して知り得た個人情報の取扱いに関し、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び奈半利町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 6 号）の規定により、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(秘密保持義務)

第 66 条 町及び運営権者は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本契約の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられ

ることなしに取得した情報を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、町及び運営権者は、次に掲げる場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。
 - (1) 当該情報を知る必要のある町又は運営権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、町及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (2) 当該情報を知る必要のある構成企業、協力企業、業務委託請負先若しくは本事業に関して運営権者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、町及び運営権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 前2項の規定は、町及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

（遅延利息）

第 67 条 町又は運営権者が、本契約その他町と運営権者の間で締結された契約等に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下この条において「履行期日」という。）の翌日から当該金銭債務の支払が完了した日までの期間の日数に応じ、町については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、運営権者については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和 32 年大蔵省告示第 8 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方当事者に支払わなければならない。この場合において、遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割り計算とする。

- 2 町は、本契約その他町と運営権者の間で締結された契約に基づいて生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令の範囲内において対当額で相殺することができる。

（契約の変更）

第 68 条 本契約は、町及び運営権者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

（準拠法・管轄裁判所）

第 69 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

- 2 本契約に関連して発生した全ての紛争は、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(通知方法・計量単位・期間計算等)

第70条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び解除は、原則として、相手方に対する書面をもって行わなければならない。なお、町及び運営権者は、当該請求等の宛先をそれぞれ相手方に対して別途通知する。

2 本契約の履行に関して町と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等又は運営権者から提出があった提案書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

3 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、募集要項等又は運営権者から提出があった提案書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び会社法の定めるところによる。

4 運営権者が本契約に基づき保管し、又は保存すべき文書の取扱い及び期間については、奈半利町文書整理保存規程（昭和63年訓令第6号）に従うものとする。

5 本契約の履行に関して町と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

(疑義に関する協議)

第71条 本契約、募集要項等及び運営権者から提出があった提案書に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約、募集要項等及び運営権者から提出があった提案書の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、町及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以上

別紙1 用語の意義

1 PFI法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）のこと。

2 本事業

PFI法に基づき町が特定事業として選定した加領郷小学校閉校跡施設運営事業をいう。また、付帯事業を含む。

3 本契約締結日

本契約の契約が、公共施設等運営権の設定について奈半利町議会の議決を得て、運営権者に対して公共施設等運営権が設定されたことにより本契約となった日をいう。

4 運営権

本事業に関するPFI法第2条第7項に定める公共施設等運営権のこと。

5 運営権者

運営権が設定され、本事業を実施する企業のこと。

6 募集要項等

募集要項並びにその添付書類及びその他適宜の方法により公表した質問回答その他これらに関して町が応募者に対して示した書類（基本協定書案、実施契約書案を除く。）のこと。

7 要求水準書

本事業に係る募集要項等を含む「加領郷小学校閉校跡施設の公共施設等運営事業要求水準書」（その後の変更を含む。）のこと。

8 提案書

本事業に関する基本協定締結者が町に提出した提案書類一式及びその他提案書類一式に関して町が基本協定締結者に対して確認した事項に対する基本協定締結者の回答（書面による回答（町に提出された書類を含む。）及び口頭による回答を含む。）のこと。

9 運営業務

要求水準書に定める運営業務のこと。

10 維持管理業務

要求水準書に定める維持管理業務のこと。

11 法令等

条約、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の確定判決、決定、命令及び仲裁判断、その他の公的機関の定める全ての規定、判断若しくはその他の措置のこと。

12 業務計画書

要求水準書に定める年度業務計画書のこと。

13 運営企業

応募企業又は応募グループの構成企業が出資して設立する会社法に定める株式会社のこと。

14 構成企業

応募グループを構成し、運営企業に出資する企業のこと。代表企業を含む。

15 協力企業

運営企業において出資をせず、運営企業から本事業の一部の業務について委託を受ける企業のこと。

16 運営開始日

P F I 法第 14 条第 2 項に基づき運営権の効力が発生した日のこと。

17 投資

運営権者が行う設備等の更新を含む修繕及び改修、町に所有権が帰属する備品・什器の購入のこと。

18 不可抗力

地震、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤その他の自然災害等、疫病その他の公衆衛生上の事態又は火災、騒擾、騒乱若しくは暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、町又は運営権者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は不可抗力に含まれない。

別紙2 運営権対価の支払方法

1 支払額

運営権対価を20で除した額の千円未満を切り上げた額を、各回において支払われるべき運営権対価（以下「運営権対価分割金」という。）とする。

なお、本契約の第48条に基づき本契約が解除された場合、運営権者は、解除された年度の翌年度から本契約書の冒頭4に定める満了日までの間の運営権対価分割金を町に対し、町の指示に従い一括で支払わなければならない。

2 支払方法及び支払手続

町は、運営権対価分割金の支払期限の20日前までに、運営権者に対して請求書を送付する。運営権者は、町に対して、本事業期間にわたり、各事業年度の初日の営業日の前日までに、当該事業年度にかかる運営権対価分割金並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を、町が指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。

3 消費税及び地方消費税相当額

運営権対価分割金にかかる消費税及び地方消費税相当額の計算については、第1回目の運営権対価分割金の支払時点において適用される税率により計算されるものとする。